

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年2月25日)

〔件　名〕

- 1 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価書の提出及び環境影響評価審査会（第5回）の概要について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定（第2期）について
(環境立県推進課) ··· 2
- 3 大気中の微小粒子状物質（PM2、5）について
(水・大気環境課) ··· 4
- 4 鳥取市内で発見された放射線レベルの高い不法投棄物への対応について
(水・大気環境課・循環型社会推進課) ··· 6
- 5 都市計画区域マスタープラン策定における「まちづくり研究会」等の開催状況について
(景観まちづくり課) ··· 8
- 6 東郷湖羽合臨海公園引地地区（燕趙園）飲食施設の見直しについて
(公園自然課) ··· 10
- 7 グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について
(住宅政策課) ··· 11
- 8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課) ··· 13
- 9 鳥取プレイランド跡地付近のボーリング調査結果等について
(東部総合事務所生活環境局) ··· 14

生 活 環 境 部

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価書の提出 及び環境影響評価審査会(第5回)の概要について

平成25年2月25日
環境立県推進課

- 東部広域行政管理組合が、鳥取県環境影響評価条例に基づき、可燃物処理施設に係る環境影響評価書を県及び鳥取市に提出した。
- 評価書に対する環境保全上の見地からの知事意見の参考とするため、環境影響評価審査会を開催した。

1 環境影響評価書の提出

- (1) 提出日：平成25年1月21日（月）
- (2) 評価書の概要：①事業の目的及び内容 ②調査・予測及び評価の結果 ③環境保全措置 ④総合的な評価 ⑤事後調査の内容 ⑥準備書知事意見に対する事業者見解（別冊）⑦準備書からの変更内容 等

2 鳥取県環境影響評価審査会（第5回）の概要

- (1) 日 時：平成25年2月1日（金）午後1時15分から4時30分まで
- (2) 出席者：審査会委員13名のうち10名、県関係課、事業者
- (3) 内 容：環境影響評価書のうち、特に準備書知事意見に対する事業者見解（別冊）について質疑。

委員からの主な意見

意 見 概 要
(ア) 施設稼働後の継続的な環境モニタリングは、事後の環境影響のある・なしを判断するうえで、重要ではないかと思うので、継続的なモニタリングを行う方針があるなら、その旨を示していただければと思う。
(イ) 環境保全措置について、希少野生植物のミズマツバは事業によりほとんど消失するため適切な代替地を設けて移植を行うとあるが、適切な代替地とは何のことか判らないので、具体的にお願いしたい。 また、ビオトープを作つて移植するなら、見せるためのビオトープではなく、生物多様性が保全できることを第一に考えてもらいたい。
(ウ) プラスチックごみも燃やせる高温炉とのことだが、今までリサイクルしていたものを燃やすと、大気などへの排出も増えることになり、エコに敏感な今、逆行するのではないかと思う。

3 今後の予定

鳥取市及び環境影響評価審査会の意見を聞き、県環境影響評価条例に基づき、評価書に対する環境保全上の見地からの知事意見を3月21日までに述べる。

参考：環境影響評価条例手続きの流れ

鳥取県環境影響評価条例の手続きフロー図（概要）

方法書→（調査・予測・評価）→準備書→評価書→（許認可・事業着手）→事後調査

【これまでの環境影響評価手続きの進捗】

平成21年9月1日：方法書の公告・縦覧の開始（環境影響評価手続きの開始）

平成22年1月20日：方法書に対する知事意見の送付

【環境アセス（調査・予測・評価）実施】

平成24年3月30日：環境影響評価準備書の送付

【準備書に対する環境影響評価審査会を4回開催】

10月31日：準備書に対する知事意見の送付

平成25年1月21日：環境影響評価書の送付

※準備書とは、環境影響評価結果の1次とりまとめ書

※評価書とは、事業者が準備書に対する意見を勘案し、必要に応じて修正等を加えた文書

鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定（第2期）について

平成25年2月25日
環境立県推進課

鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」と言う。）については、地球温暖化対策の普及啓発、人材育成等を行う拠点機関として平成22年6月から平成24年度末まで、NPO法人ECOフューチャーとつとりをセンターとして指定しているところである。

このたび、平成25年4月1日からの3年間をセンター第2期として、指定を希望する団体を公募したところ、現センター指定団体であるNPO法人ECOフューチャーとつとりの1団体から申請があり、センター指定審査会で、当該法人がセンター業務を遂行することができる法人であると判断された。

については、平成25年2月20日付けでNPO法人ECOフューチャーとつとりを第2期のセンターに指定したので報告する。

1 センター指定状況

区分	指定期間（3か年度）	指定団体
第1期	平成22年6月18日 ～ 平成25年3月31日	NPO法人ECOフューチャーとつとり
第2期 (今回指定)	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	NPO法人ECOフューチャーとつとり

2 指定する法人の概要

名 称	NPO法人ECOフューチャーとつとり	
代表者	理事長 岡崎 誠（鳥取環境大学教授）	
所在地	鳥取市若葉台北一丁目1番地1（鳥取環境大学内）	
定款に記載された目的	鳥取県における低炭素社会の実現に向けて、様々な活動主体と連携・協働して取組を推進することにより、地球温暖化防止に係る活動主体の自主的展開の促進に寄与することを目的とする。	
役 員 (6名)	理事長 岡崎 誠（鳥取環境大学環境学部 教授） 副理事長 衣川 益弘（鳥取環境大学 名誉教授） 副理事長 山本 ルリコ（津ノ井っ子エコクラブ代表サポーター） 理事 長 育（政策研究大学院大学 学生） 理事 井上 将和（鳥取環境大学 学生） 監事 藤沼 康実（鳥取環境大学環境学部 教授）	
平成25年度 のセンター業 務内容（予定）	(1) 家庭・地域での地球温暖化防止につながる情報収集や活動内容の発信（普及啓発） (2) 地域における温暖化防止活動をリードする「県地球温暖化防止活動推進員」及び環境分野について専門的な知識を有する人材「とつとり環境教育・学習アドバイザー」の育成（人材育成） (3) 家庭部門における温室効果ガス削減のためのアドバイスの実施に必要な知識を有する相談員の育成及び家庭・事業所の省エネ診断 (4) 温室効果ガス排出実態に係る調査及び情報等分析	

3 第1期鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの活動実績（H22.6月～H24.11月）

○地球温暖化防止推進事業（県委託）

- ・推進員養成講座の開催：8回（推進員委嘱数：111名）
- ・ニュースレター発行（200部×年4回）、メールニュース送信（月2回程度）
- ・イベント参加及び講演会・講義の講師：58回
- ・うちエコ診断員養成数：41名（うちエコ診断件数：299件）

○電動アシスト自転車利用促進実験（環境省補助金）

○中小企業省エネ診断の実施（環境省補助金）

○フードマイレージを用いた地産食材の消費行動推進に関する研究（鳥取環境大学共同研究）

（参考） 地球温暖化防止活動推進センターとは

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条で、地球温暖化対策の普及啓発、人材育成等を行うことを目的に、都道府県又は特例市以上の市の首長により、一般社団法人、一般財団法人又はNPO法人に限り一つを地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定することができると規定されている。

平成25年2月現在、本県を含む全ての都道府県と青森市、秋田市、熊谷市、川崎市、浜松市、長野市、熊本市の計54地域でセンターを指定済。

大気中の微小粒子状物質（PM2.5）について

平成25年2月25日
水・大気環境課

- 大気中の微小粒子状物質（PM2.5）については、中国大陸からの飛散、流入が懸念され、県民の関心が高まっている。対策連絡会（知事出席：2/7開催）を行うとともに、情報提供を、県ホームページやあんしんトリピーメール等を活用して行っている。
- リアルタイムでの情報提供を目指し、予備費を活用してH25.3月中にシステム整備を進める。

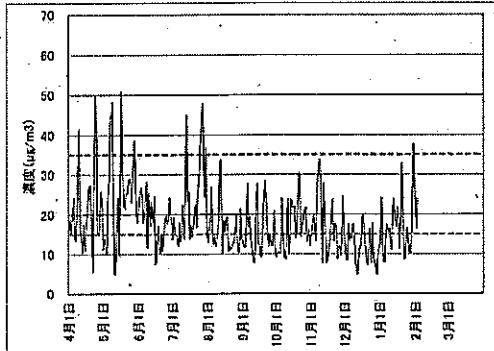
1 県内の測定体制

- ・現在は、東部福祉保健局に国設の測定局1局のみの配備。
- ・今後、西部福祉保健局（H25.2月整備）及び中部総合事務所（H25年度整備）に整備予定。

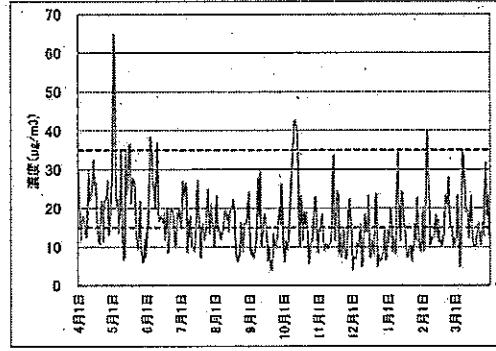
2 県内のPM2.5の状況

- ・H24年度は、H23年度と同様の傾向で推移しているが、1月下旬から上昇傾向にある。
- ・高濃度日は、大陸から本県へ大気が移流しており、中国の大気汚染が原因と推察される。

【平成24年度】



【平成23年度】



	平成24年度（2/3現在）	平成23年度	環境基準
年平均値	18.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	16.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
日平均値の最大値	50.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	64.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
日平均の環境基準超過日数	14日	15日	

3 県民への情報提供等

- ・健康影響に関する県民の自己管理への情報として、日々の測定値は重要であることを考慮し、午前9時の測定値等について毎日県ホームページに掲載する。
- ・また、当日環境基準を超えることが考えられる場合は、県ホームページの他、あんしんトリピーメール等でその旨情報提供する。
- ・なお、2/8より相談窓口を水・大気環境課に設置している。

4 情報提供の強化（予備費7,000千円で対応）

県内の大気常時監視測定局のデータをリアルタイムに県ホームページで公開できる県独自のシステム整備を行うことにより、県民への情報提供を強化する。（H25.3月末整備予定）

※県ホームページでの提供に併せ、全国の大気汚染状況を24時間提供している「そらまめ君」（環境省の情報サイト）でも情報提供する。

【参考】
ホームページ掲載内容

大気中の微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報

鳥取県では、大気汚染の原因となる大気中の微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報を随時、公開していきます。

相談窓口

生活環境部 水・大気環境課
電話 0857-26-7206
夜間、休日 080-2922-2219

PM2.5測定データ

④ 2月13日9時時点（通常の範囲内）

関係機関リンク集

- [大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）](#)
- [鳥取県衛生環境研究所](#)
- [黄砂の予測](#)

PM2.5測定結果（速報値）

本日の測定データ（2月13日：15.1マイクログラム／立方メートル）

- ・ 本日（2月13日（水））および昨日（2月12日（火））の測定値は次のとおりです。
- ・ 昨年同月と比較すると、いずれも通常の変動の範囲内です。

2/13 15.1マイクログラム／立方メートル（8時から9時までの1時間平均値の速報値）
2/12 24.9マイクログラム／立方メートル（1日平均値の速報値）

【参考情報】

環境基準値 3.5マイクログラム／立方メートル（1日平均値）
昨年同月 平均値 17.0マイクログラム／立方メートル（月平均値）
最大値 39.8マイクログラム／立方メートル（1日平均値の最大値）
最小値 8.8マイクログラム／立方メートル（1日平均値の最小値）
観測地点名 鳥取保健所局（一般大気測定局）
所在地 鳥取市江津

連絡先 大気担当 電話0857-26-7206
Email:mizutaiikankyou@pref.tottori.jp

鳥取市内で発見された放射線レベルの高い不法投棄物への対応について

平成25年2月25日
水・大気環境課
循環型社会推進課

鳥取市内の山中で放射線レベルの高い投棄物が発見されたことについて、その対応状況等を報告する。

記

1 事案の経過

- 1月29日
 - ・不法投棄物の処分委託を受けた産業廃棄物処理業者が放射線レベルの高い廃棄物①を発見し鳥取市に通報
- 1月30日
 - ・鳥取市と県が合同で現地調査を行い、放射線レベルの高い粘着テープ様の物②を発見
 - ・「放射線レベルの高い廃棄物の発見事案に係る対策会議」を開催
(知事、副知事、統轄監、危機管理局長、福祉保健部長、生活環境部長、警察本部、鳥取市)
- 1月31日
 - ・鳥取市と県が合同で市道岩倉開拓線(約3km)を調査したところ、新たに放射線レベルの高いビニール袋様の物③を発見
- 2月 1日
 - ・「放射線レベルの高い廃棄物の発見事案に係る緊急対応チーム会議」を開催
(危機管理局、福祉保健部、生活環境部、東部総合事務所、警察本部、鳥取市)
- 2月 5日
 - ・地元の要望を受けて、鳥取市と県が不法投棄物発見地区周辺の合同パトロール(約1.5km)を追加実施(⇒異常なし)
- 2月 8日
 - ・原子力規制庁長官へ平井知事が放射線レベルの高い廃棄物の処理等について協議
(文部科学省、環境省については、生活環境部長が協議)
 - ・不法投棄対策に係る市町村担当課長会議を開催

(単位:マイクロシーベルト/時間)

投棄物の種類	① コンクリート殻	② 粘着テープ様の 廃棄物	③ ビニール袋に入っ ている廃棄物	※参考 胸部X線写真の1回当たり放射線レベル
放射線レベル	6.12	24	22	50



2 対応の状況

(1) 安全対策: 1月30日~

- 流出防止措置
 - ・ブルーシートや土嚢により投棄物を覆い、流出防止措置を緊急に実施
- 立入禁止措置
 - ・人の健康に影響があると思われるエリアの立入禁止措置(バリケード、トラロープを設置)を実施
 - ・市道岩倉開拓線の片側通行規制を実施
- 現場の保全監視
 - ・立入禁止区域やシートの養生状態の監視、片側通行規制の保安を実施
- モニタリングの実施
 - ・周辺の放射線レベル測定を実施
⇒ 現在までのところ、変化なし(0.05~0.09マイクロシーベルト/時間)

(2) 相談室の設置: 1月30日~

- 総合相談室(水・大気環境課)と健康相談室(東部総合事務所福祉保健局)を設置

(3) 核種分析: 1月30日、1月31日に衛生環境研究所が実施

- 天然核種が大部分であり、セシウム等の福島原子力発電所事故の影響を伺わせる核種は未検出

3 国との協議

今回の事例は法規制の対象外とされていることから、2月8日に国（原子力規制庁、文部科学省、環境省）と適正処理等について協議を行った。

(1) 協議内容

- ・国において速やかに責任をもって、発見された投棄物の適正処分を行うこと。
- ・天然由来の放射性物質を含めて、早急に関係法令の整備を図ること。

(2) 国の対応

- ・池田長官から、処分先等について原子力規制庁として検討し回答したい旨の回答があった。
- ・文部科学省、環境省からは、所管法対象外のため限界はあるが、処分方法等については助言を行いたい旨の回答があった。

4 不法投棄撲滅に向けた体制強化等 (⇒予備費：20,000千円で対応)

県民の不安を払拭するため、緊急に監視カメラを増設し不法投棄対策の体制強化等を図る。

(1) 監視体制の強化

不法投棄の未然防止や原因者究明による早期解決等を図るため、重点警戒地区の点検等を行い、監視カメラを増設する。

<監視カメラの設置>

区分	現状 (A)	今回増設 (B)	合計 (A)+(B)	参考 市町村独自設置
監視カメラ設置台数	17台	15台	32台	21台
上記の設置市町村数	8市町村	14市町村	19市町村	5市町村

(注) 市町村の不法投棄の状況により監視カメラを複数設置している。

<参考：重点警戒地区>

区分	東部地区	中部地区	西部地区	合計
重点警戒地区数	23地区	16地区	19地区	58地区

(注) 重点警戒地区は不法投棄の実績を踏まえて設定。

(2) 放射線レベルの高い不法投棄物が発見された場合に備えた体制整備等

サーベイメーター	不法投棄物の放射線レベルを測定するため、サーベイメーターを配備する。 ⇒6台：各生活環境局（各1台×3）+本庁（3台）
鉛ボックス	放射線レベルの高い不法投棄物のサンプルを運搬・保管するため鉛ボックスを整備する。 ⇒4台：各生活環境局（各1台×3）+衛生環境研究所（1台）
作業用防護服等	放射線レベルの高い不法投棄物の特定・撤去作業を行うため、防護服等を購入する。 ⇒約50着分

(3) 不法投棄対策に係る市町村担当課長会議の開催

不法投棄対策の体制強化について、市町村に周知し連携を図るため担当課長会議を開催した。

○日時等 2月8日（金）13:30～14:30（於：東部総合事務所会議室）

○参加者 市町村：不法投棄対策担当課長等

鳥取県：生活環境部次長、循環型社会推進課、各生活環境局、警察本部

○内 容

- ・不法投棄を撲滅するため、資器材の活用、マンパワー等の様々な知恵を出して不法投棄撲滅に向けて県、市町村、警察等が連携して取り組んでいくことを確認。
- ・重点警戒地区（県下58地区）の見直し、監視カメラの増設及び移設について、各生活環境局が中心となり、管内市町村と早急に調整を図るよう要請。
- ・放射線レベルの高い不法投棄物が発見された場合には、周辺住民への対応も含め、県、市町村が連携し、情報公開しながら迅速に対応する必要がある旨を説明。

都市計画区域マスターPLAN策定における「まちづくり研究会」等の開催状況について

平成25年2月25日
景観まちづくり課

西部地域の都市計画区域マスターPLAN策定に当たり、住民意見の把握を目的に設置した「まちづくり研究会」の第3回、及び「地域住民との意見交換会」の開催状況について報告する。

1 まちづくり研究会（第3回）の開催状況

（1）日時、出席者

[米子市] 2月4日(月)19時～21時、出席者：委員20名（3名欠席）

[境港市] 2月13日(水)19時～21時、出席者：委員9名（1名欠席）

[日吉津村] 1月31日(木)19時～21時、出席者：委員7名（3名欠席）

（2）意見交換の内容

第1回「地域の課題」、第2回「土地利用の観点での目指すべき都市の将来像」での意見を踏まえ、第3回は、今後の方向性として都市全体を勘案し想定されるパターンを複数例示した上で、「最もバランスのとれた土地利用規制のあり方」をテーマに意見交換を行った。

（3）住民意見の概要

		概要
米子市	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none">・車社会を前提に、市街化区域を拡大すべき。・人口減少の中、市街化区域を拡大すれば中心市街地の空洞化が進む恐れがある。・上福原の開発が進むことは良い事だが、中心市街地の将来が心配である。・農村集落の規制緩和が望ましいが、現状の農地まで緩和する必要はない。・農村集落の規制緩和は地域の合意形成が必要。分家住宅を建てた人が農業に従事しないことからトラブルが起きているケースがある。
	淀江都計区域	<ul style="list-style-type: none">・佐陀については、移住が増えてきている反面、空き家（危険家屋）の増加が見られることから、これ以上の移住を抑制するために市街化調整区域にすべき。・海側の畑作地帯（佐陀～白浜）について、将来的に農業が立ちゆかなくなるという見通しから営農を続けたいと考えている土地所有者は少ない。・乱開発防止のため用途制限による規制誘導をすべき。
	都計区域外	<ul style="list-style-type: none">・住民による伯仙地域振興協議会により土地利用規制ができているため、都市計画区域に編入する必要はない。・住民アンケートでは編入の是非について賛否がほぼ同数であったが、アンケートには編入に対するデメリットの記載が少なく、このアンケート結果は本当の住民意見であるとは思えない。編入は100%あり得ない。
境港市		<ul style="list-style-type: none">・耕作放棄地対策ができず耕作されないのであれば、農用地の中でも生産性の高い農地を集約化させ農業専用地域とし、不良な農地は他の用途に転換できるようにすべき。とにかく、中央部の農用地を何とかしてほしい。・土地利用規制が有効に働くような土地利用がなされるよう施策検討が必要。例えば、農用地を確保しても耕作されないと、竹内（工業系用途地域）では汚水処理施設が未整備で水産工場が進出できない等の実態があり、規制をかけ続ける意味がない。・人口増加を図り、11号区域（条例により自己用住宅の建築が可能）には集合住宅の建築を可能とするように規制緩和すべき。
日吉津村		<ul style="list-style-type: none">・国道431号周辺について、雇用創出のため商業地域とし、企業進出を進めるべきであるが、県外の大型商業施設は地元への納税が少なく中心市街地の衰退を招くだけであるので避けるべき。・国道431号周辺について、地区計画によりきめ細かな規制誘導をするとともに、現状では非常に狭い内側の道路を整備すべき。・米子の中心市街地は衰退しているが、今まさに、再生に向けて進んでいるところである。一方で、日吉津も豊かになりたい。双方競争し合うことで互いの活力は向上していく。中心市街地の活性化と日吉津の発展とは別の事。

2 地域住民との意見交換会

(1) 日時、出席者

市街化区域周辺の市街化調整区域における開発圧力の強い地域や市街化調整区域における農村集落地域等において実施した。その他地域は自治連合会を通じて意見交換会の打診中である。

[米子市]

- 春日地区 : 1月17日(木)19時~21時、出席者: 9名 (春日公民館)
上福原地区 : 1月22日(火)19時~21時、出席者: 12名 (福生東公民館)
両三柳地区 : 1月24日(木)19時~21時、出席者: 19名 (加茂公民館)
大篠津地区 : 2月12日(火)19時~21時、出席者: 22名 (大篠津公民館)

[境港市]

- 幸神町 : 1月25日(金)19時30分~21時、出席者: 15名 (幸神会館)

(2) 意見交換の内容

「まちづくり研究会」での意見等を紹介しながら、今後の方向性として都市全体を勘案し想定されるパターンを複数例示した上で、「最もバランスのとれた土地利用規制のあり方」について意見交換した。

(3) 住民意見の概要

		概要
春 日		<ul style="list-style-type: none">「農振農用地でない農地」は小規模なものが多く、耕作放棄されているケースが多い。農地集約し営農を効率化させ、そして、営農が困難な場合は転用するといった有効活用を図るべき。しかし、規制が障害となっているため緩和すべき。区域を絞り、集合住宅ではなく戸建てに限り規制緩和すべき。地域外からの移住については、受け入れるべきと思うが、地域コミュニティを勘案すると、地域住民の意見は賛否がわかれらるだろう。地域住民であれば集落内の誰の土地でも住宅建築を可能とすべき。
上 福 原		<ul style="list-style-type: none">土地区画整理事業により、幹線道路沿いを開発区域、その周辺を住宅区域、さらにその周辺を圃場整備により生産性の高い農業区域にし、地区計画を導入してきめ細かな規制誘導をすべき。市街化区域編入による市街化促進ではなく、あくまで秩序ある開発促進が必要である。現在の土地利用規制のままでは、幹線道路沿いだけが無秩序に開発され、背後の農地は使えなくなる。近い将来、地域が立ちゆかなくなるという懸念がある。今の時代に区画整理をしても土地が売れ残って借金ができるだけ。お金を出して圃場整備をしようと決断する農家はない。
米 子 市	両 三 柳	<ul style="list-style-type: none">農業の担い手が減少しており、将来の農業像が見えない中で農地を残すはどうかと思う。ある程度開発があったほうがいいと思う市街化区域に編入しても土地が売却できない可能性が高く、固定資産税の上昇といったデメリットだけが残るため、現状の土地利用規制でよい。これから的人口減少を考えると、市街化区域に編入しても虫食い開発となり、混在を助長させるのではないか。両三柳は緑に恵まれ、商業施設が近くにあり、市街化区域と市街化調整区域がうまく調和している。現状を大事にしていきたい。
	大 篠 津	<ul style="list-style-type: none">大篠津は農振農用地が殆どなく大半が11号区域（条例により自己用住宅の建築が可能）であるにもかかわらず、人口減少が顕著である。規制が問題になっているということはない。集合住宅があつたとしても、自治会やPTA活動に加入しない世帯もあり、コミュニティの形成上問題がある。大篠津の自治会として、将来のまちづくりについて話し合ったことがなく、この地域が将来どうあるべきか具体的な考えを持っていない。
境 港 市	幸 神 町	<ul style="list-style-type: none">三方が農振農用地に囲まれ分家住宅が立てられないこと等により人口流出に歯止めがきかない。昔は分家住宅の要望があつたが、現在では高齢世帯や単身世帯が多くなり、町内にはもう分家住宅の要望がないと思われる。よって、まちの活性化のためには外部からの移住の受け入れが必要である。自己用住宅はもちろんのこと、集合住宅が建つてもいい。とにかく、農地転用できるようにしてほしい。せめて飛行場近くの自衛隊の三角農地だけでも宅地化できるように規制緩和してほしい。

3 今後の予定

今後は更なる意見把握のため、地域住民や各種団体との意見交換を行う予定である。

東郷湖羽合臨海公園引地地区（燕趙園）飲食施設の見直しについて

平成25年2月25日
公園自然課

平成25年4月から、東郷湖羽合臨海公園引地地区（燕趙園）の飲食施設の運営を下記のとおり見直すこととしたので報告する。

1 これまでの経緯・現状

- (1) 燕趙園飲食施設（以下「レストラン」という。）は、燕趙園来園者に対するサービス施設として、指定管理者である（一財）鳥取県観光事業団がこれまで会席膳から定食類まで提供できるレストランを運営してきたところである。
- (2) しかしながら、近年の燕趙園入園者数の減少、旅行者の旅行パターンの変化（午前中に燕趙園に立ち寄り昼前に移動）などからレストランの団体利用が減少しており、効率的な運営が困難な状況が続いている。
- (3) このため、指定管理者より平成25年度から本格的なレストランから軽食・喫茶を中心とした店舗への転換を行いたい旨の意向が出されている。

2 レストランの見直し内容

- (1) 本格的な食事提供から、個人客向けの軽食・喫茶を中心とした提供メニューに変更する。
- (2) レストランの団体向け大ホール部分は、近隣の方々の会合・コミュニティースペースとして利用する。
会合等の際の飲食ニーズがある場合は、仕出し等により対応する。
- (3) 見直し後も、引き続き地元食材の使用や中華風メニュー提供に努める。
- (4) 現在、売店にあるキッズコーナー、道の駅情報コーナーもレストラン側に移設することで、休憩利用者への利便性を高める。

3 変更時期

平成25年4月21日頃（予定）

※調理機器の内容・場所の改修、スタッフ研修のため20日程度休業予定

グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

平成25年2月25日

障がい福祉課

長寿社会課

くらしの安心局住宅政策課

危機管理局消防防災課

2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて、また2月10日には新潟県新潟市の障がい者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生したことに伴い、本県においても類似施設に対する防火安全体制の徹底と緊急点検を行います。

1 本県の類似施設の現状

(1) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法に規定する認知症対応型生活援助事業を行う施設）

- 近年、認知症高齢者グループホームで多数の死傷者を出す火災事故が発生していることを踏まえ、本県においても、定期的に類似施設に対する立ち入り調査を実施。
- 県内の類似施設74件が建築基準法令に適合していることを確認済み。（平成24年4月1日現在。なお、うち8施設については是正指導を行い、いずれも是正済み。）
- また、全施設にスプリンクラーが既に設置済。

(2) 障がい者グループホーム・ケアホーム（障害者自立支援法に基づく共同生活援助(介護)事業所）

- 県内では障害者自立支援法に基づくグループホームは多くが住宅など既存施設を転用し、145施設が指定済み。（平成25年2月1日現在）
- このうちスプリンクラーの設置義務が課せられた施設は無い（規模要件等による）が、薬剤噴霧の簡易型を含め任意で21施設が設置済み。（平成25年2月1日現在。）
〔障がい者のグループホームの多くは小規模（定員4～5名）で、民家（賃貸）を転用しているものが多く、設置義務のない施設へのスプリンクラー設置は少ないのが現状。賃貸であることや、補助制度があっても自己負担があることなどが要因。〕
- いずれの施設も、指定時に、消防法施行令上必要とされる設備等の設置が完了していることを確認済み。
- 建築基準法上の取り扱いについては、今般、防火避難規定など一定の基準を満たす場合に「住宅」としての取り扱いを開始することに合わせ、法令への適合状況を確認するための報告徴収を開始した。

2 今後の対策等

(1) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法に規定する認知症対応型生活援助事業を行う施設）

ア 施設に対する指導・点検指示

施設の代表者に対し、改めて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等以下について、運営基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準：厚生労働省令）に基づき再点検の実施を指示。

① 非常災害対策の適切な実施

運営基準に定める非常災害対策について点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

② 地域住民等との連携

運営基準において、避難・救出、その他の訓練の実施について実施状況の点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

③ 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準に定める消火設備の設置状況について点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

イ 関係機関による点検

- ① 74施設のうち、国土交通省の調査対象となっている新設の8施設、及び昨年の定期報告が未提出の4施設、計12施設については、建築・消防部局が連携して立入り調査を実施する。

- ② 監査権限を有する市町村と連携し、消防や建築担当部局による立ち入り調査などに協力する。

(2) 障がい者グループホーム・ケアホーム(障害者自立支援法に基づく共同生活援助(介護)事業所)

- ア 施設に対する指導・点検指示
認知症高齢者グループホームと同様

イ 関係機関による点検

- ① グループホーム・ケアホームの指定は、消防法施行令上必要とされる設備等の設置が完了していることが前提であり、全ての施設が適合していることを確認済みであるが、今回の件を受け、改めて全施設の状況調査を行い、不備な点があれば実地指導を行う。
② 建築基準法への適合状況を確認するための報告書が提出されたものから隨時建築部局による立入り調査を実施する。

(3) 県内消防局の緊急査察状況

消防庁からグループホーム等に係る防火対策の更なる徹底(消防法令違反等の是正の徹底、夜間における応急体制の確保、火災予防対策の推進)について通知が出され、これに基づき各消防局では以下のとおり緊急査察を実施する予定。

なお、県内のグループホームの過去の査察では、安全管理の不備が確認された場合でも速やかに改善されており、現在も指導中の施設はない。

<認知症高齢者グループホームの査察>

東部消防局	平成25年2月13日～2月18日 全20施設
中部消防局	平成25年2月14日～3月7日 全24施設
西部消防局	平成24年11月～ 全30施設実施済

<障がい者グループホーム・ケアホームの査察>

障がい者グループホーム・ケアホームについては、認知症高齢者グループホームの緊急査察実施後、順次、実施する予定。(西部消防局は11月に61施設実施済)

生活環境部

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (西部総合事務所 生活環境局)	県営住宅永江団地第四期住戸改善工事(52ー2棟)(建築)	米子市 永江	株式会社津田建築 代表取締役 津田 雅司	(当初契約額) 163,800,000円 (変更契約額) 168,588,000円	平成24年3月8日 ~平成25年1月31日 (変更なし) 平成25年1月23日	(当初契約日) 平成24年3月7日 (変更契約日) 平成25年1月23日	(第1回変更)

鳥取プレイランド跡地付近のボーリング調査結果等について

平成25年2月25日
東部総合事務所生活環境局

鳥取プレイランド跡地付近の廃棄物不法投棄については、地元からの不安の声を受けて、平成24年8月4日に（株）開成建設が自主的に試掘を行ったところ一部から廃棄物が確認された。

このため、不法投棄の状況を解明するため、（株）開成建設が追加調査を行うとともに、県もボーリング調査を実施したので、その結果と今後の予定を報告する。

1 調査状況及び調査結果

平成24年8月4日 （株）開成建設による試掘

⇒4カ所を試掘し、2カ所から廃棄物を確認

・地点①：廃タイヤ80本程度、プラスチック製パイプ、アスファルト塊など

・地点②：家屋が燃えたような廃棄物（木くず、トタン、鉄筋など）

平成24年8月22日 （株）開成建設による追加調査

⇒28カ所を試掘

・廃棄物は確認されなかった。

平成24年10月15日 （株）開成建設による追加調査

⇒13カ所を試掘

・廃棄物は確認されなかった。

平成24年12月4日～平成25年1月31日 県によるボーリング調査

⇒2カ所（BP-1, BP-2）をボーリング。

・試掘調査により表層部で発見された投棄物以外に、投棄は確認されなかった。

※10～12mで岩盤に達し、うち1カ所の一部（深さ約3～4m）で木片を確認したが、人工的な廃棄物は見られなかった。

2 今後の予定

（1）ボーリング調査結果について、地元説明を行う。

（2）掘り出された廃棄物の処理方法について検討を行う。

（3）投棄者の特定について、歴代の土地使用者及び旧鳥取プレイランド関係者に対して調査を行ったが、埋立てされていた廃棄物が相当古いことなどもあり、投棄者を特定することはできなかった。このため、県警察本部に情報提供を行っていく。

